

「種の保存法」により、

**ヨナグニマルバネクワガタ、
フチトリゲンゴロウ** は

国内希少野生動植物種に指定されており、
採集や国内取引が禁止されています



ヨナグニマルバネクワガタ

とらないで
売らないで
買わないで



フチトリゲンゴロウ

許可なく、個体を採集したり、傷つけたり、売買した場合は、
**5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(法人の場合は
1億円以下の罰金)**の処罰の対象となります。

お問い合わせ先

環境省 石垣自然保護官事務所

〒907-0011 沖縄県石垣市八島町2-27

電話:0980-82-4768 FAX:0980-82-0279

ヨナグニマルバナクワガタ と フチトリゲンゴロウは、生息地の減少や採集などにより個体数が極端に減少し、絶滅が心配されています。環境省では、これらの種を絶滅から守るため、国内希少野生動植物種に指定し保護しています。

● ヨナグニマルバナクワガタ *Neolucanus insulicola donan* Mizunuma, 1985

ヤエヤママルバナクワガタの与那国島固有亜種で、オスの体長は38～62mm、メスは38～50mm。森林に生息し、幼虫はイタジイなどの樹洞内に堆積した腐植物を食べて生育する。幼虫期間は3～4年で、成虫は10～11月上旬にかけて出現する。唯一の生息地である与那国島は、森林開発が進み本種が生息できるイタジイ林はわずかしか残されていない。また、近年昆虫マニアや業者によって大量に採集され、個体数が激減した。

● フチトリゲンゴロウ *Cybister limbatus* (Fabricius, 1775)

体長33～39mmの大型のゲンゴロウで、琉球列島に生息し、国外では台湾、中国、東南アジアに広く分布する。水生植物が繁茂する深い池沼や放棄水田などに生息する。ため池などの減少や農薬による水質悪化、採集などにより個体数が減少した。沖縄諸島以南では、10年以上にわたり目撃記録が無く、絶滅が心配されている。

■ 『種の保存法』とは

国内外の絶滅のおそれのある野生生物を保護するために制定した法律で、正式には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」といいます。希少野生動植物種を指定し、それらの「捕獲・採取」「譲渡し・譲受け」「輸出入」等を規制しています。

■ 『希少野生動植物種』とは

国内希少野生動植物種(国内に生息・生育し、絶滅の危機に瀕している種)と、国際希少野生動植物種(渡り鳥条約等に基づき指定された種とワシントン条約附属書 I に掲載された種)があります。